第２期

木津川市

子ども・子育て支援事業計画

育てよう未来にはばたく子どもたち

～子育て支援No.1のまちを築こう～

概要版

令和２年３月

計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年 3 月に木津川市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築き、切れ目のない支援を行うために、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成 29 年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、一部の事業において中間見直しを行いました。

「第 2 期木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの取組みと課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などすべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府子育て支援新計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

計画の期間

本計画は、令和 2 年度～ 6 年度の 5 年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
和暦	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	第 1 期　子ども・子育て支援事業計画					**第 2 期　子ども・子育て支援事業計画**				
			●中　間 見直し		●改定					●改定

木津川市の子ども・子育てを取り巻く現状

子ども人口の推移

18 歳未満の子どもの人口は、0 ～ 5 歳（就学前児童）は概ね横ばいで推移していますが、6 ～ 11 歳（小学生）、12 ～ 14 歳（中学生）、15 ～ 17 歳（高校生）は一貫して増加傾向となっています。

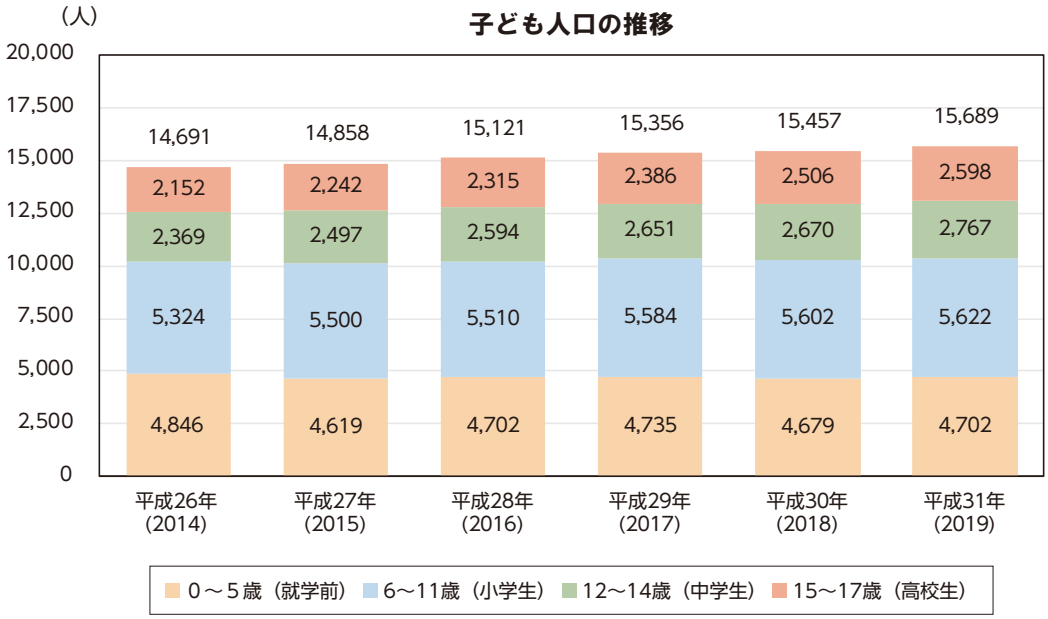

※住民基本台帳（各年 3 月末時点）

共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数のうち、夫婦がともに就労している共働き世帯は増加し、平成 27 年には 7,842 世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもありの世帯も増加し、平成 27 年には 5,858 世帯となっています。共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成 12 年の 77.1％が、平成 27 年には 74.7％と低下しています。

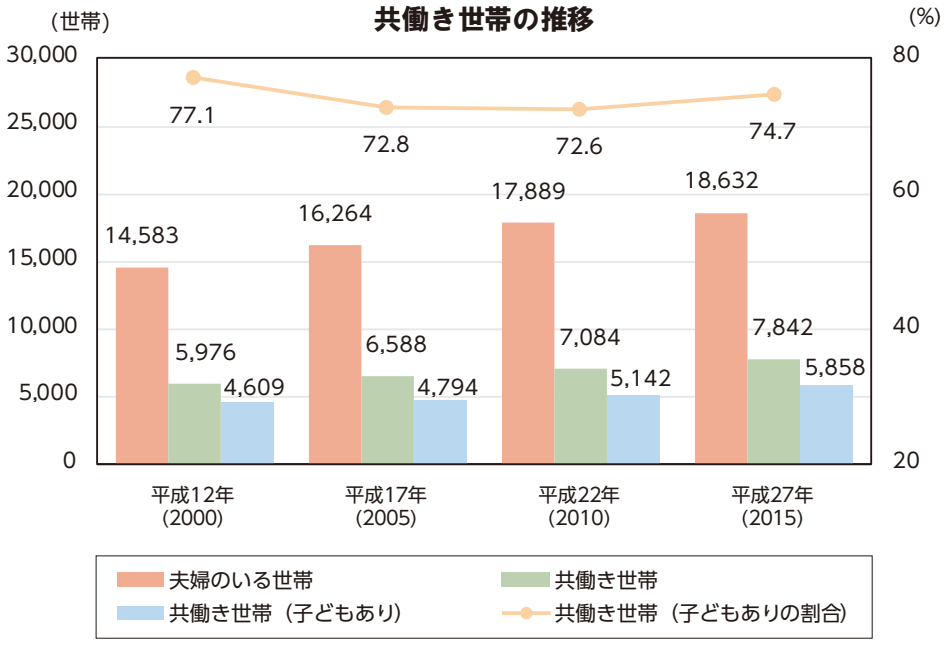

※国勢調査（平成27年）

計画の基本理念

本計画は、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の第２期の計画であり、第１期の取組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

育てよう未来にはばたく子どもたち
～子育て支援Ｎｏ．１のまちを築こう～

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、未来にはばたくことができるまちを目指します。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちを目指します。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支え合える社会を築くための、子育て支援Ｎｏ．１のまちづくりに取り組みます。

計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の５つを計画の基本目標として、子育て支援施策を展開します。

基本目標 ①　子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を大切な存在だと感じることができ、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標 ②　子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

基本目標 ③　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、援助を必要とする障がいのある子どもやひとり親家庭、子どもの貧困対策などすべての子どもが健やかに育つことのできるよう、支援の充実を図ります。

基本目標 ④　親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

基本目標 ⑤　子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないよう、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

施策の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。

基本目標	施策の方向	主な事業
基本目標 ❶ 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	1 子どもの人権の尊重	① 子どもの人権に関する意識啓発 ② 子どもに対する人権尊重の意識づくり ③ 子どもに関する相談・支援体制の充実
	2 児童虐待の防止	① 子どもの虐待防止と対応の充実
	3 安全な環境づくり	① 交通安全対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 防災対策の推進
基本目標 ❷ 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	1 次代の親の育成	① 子育てへの関心の喚起 ② 有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進
	2 心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	① 教育・保育内容の充実 ② 学校教育内容の充実 ③ 教育・保育施設・設備の整備・充実
	3 家庭や地域の教育力の向上	① 家庭の子育て力の向上 ② 地域人材の育成・活用
	4 多様な体験機会の充実	① 多様な体験・交流機会の充実 ② 次代を担う若者の自立の支援
基本目標 ❸ 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	1 親と子の健康の確保	① 妊産婦保健対策の充実 ② 保護者の健康の保持・増進の推進 ③ 医療体制の充実
	2 食育や思春期保健対策の推進	① 食育の推進 ② 学校等保健対策の充実 ③ 思春期の心身の健康の保持・増進
	3 援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策	① 障がいのある子どもに対する施策の充実 ② 子どもの貧困対策 ③ 外国籍の子どもへの支援
	4 相談・情報提供体制の充実	① 子育て関連情報の提供、相談体制の充実
基本目標 ❹ 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	1 子育て支援サービスの充実	① 多様な地域子ども・子育て支援事業等の提供 ② 保育事業の質の向上 ③ 保育士確保事業
	2 男女が協力し合う家庭づくり	① 家庭の協力体制の確立
	3 仕事と生活の調和の推進	① 子育て支援の職場環境づくりの推進 ② 生涯学習やボランティア活動の促進
基本目標 ❺ 子どもと子育てを支援する地域づくり	1 子育ち・子育てを支える地域づくり	① 地域の子育て力の向上
	2 子育て交流の促進	① 子育て交流機会の提供
	3 子育てネットワークづくり	① 子育て支援ネットワークの構築

教育・保育の量の見込みと提供体制

将来の子ども人口

市全体の未就学児は、平成 31 年の 4,702 人から緩やかに増減し、令和 6 年には 4,794 人となる見通しです。

また、小学生人口は、平成 31 年の 5,622 人から緩やかに減少し、令和 6 年には現在の約 94％の 5,261 人となる見通しです。

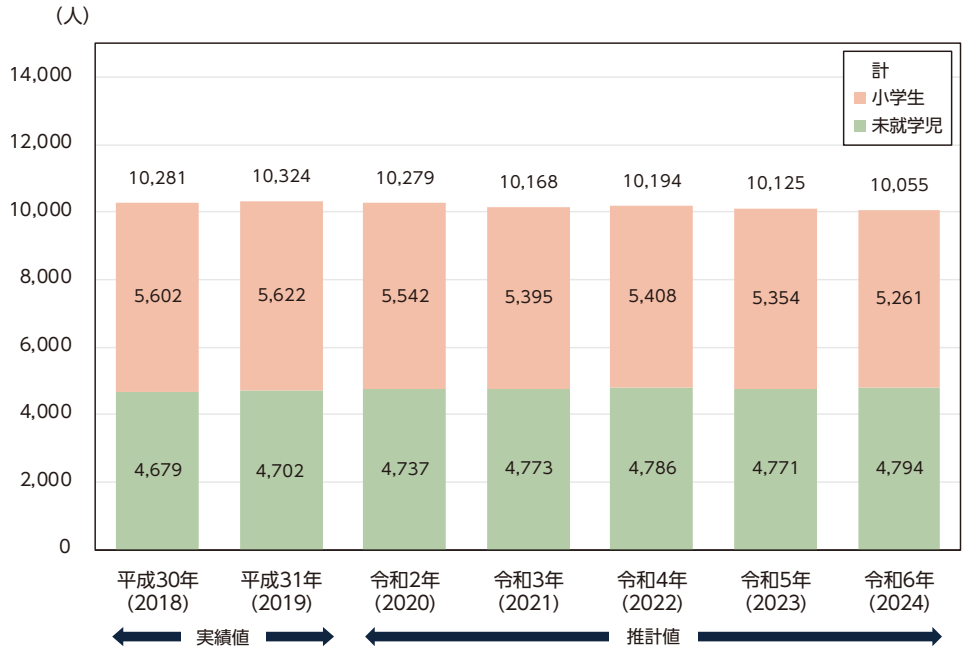

※住民基本台帳（各年３月末）

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域は、第 2 期計画においても、第 1 期計画を継承し、教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

木津川市の教育・保育の提供区域

① 認定区分（１号、２号、３号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の１区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の提供区域は、放課後児童健全育成事業は「小学校区」とし、その他の事業は「市全域」の１区域とします。

教育・保育の量の見込みと確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴う、保護者の就労ニーズ、教育ニーズ等を見極めながら、供給量の確保を図ります。供給量が充足している場合においても、既存の幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、積極的な支援を行います。併せて、公立幼稚園においては、その在り方や役割等を考慮しながら、適正な供給量となるよう定員等について検討を行います。

３号認定については今後も多くの需要が見込まれるため、保育ニーズを踏まえ弾力的な運用により受け入れを行います。また、地域型保育事業により保育定員の拡大を検討します。令和３年度は本市公立保育所民営化等実施計画の検証期間であり、保育ニーズの推移を注視しつつ計画の変更についても検討を進めます。

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため､家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

計画の達成状況の点検・評価

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また､庁内の推進体制や「木津川市子ども･子育て会議」などにおいて、PDCA サイクル

【Plan（計画）―Do（実施・実行）－ Check（検証・評価）－ Action（改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

編集・発行／令和２年３月

木津川市 教育部 こども宝課

〒 619-0286　京都府木津川市木津南垣外 110 番９号
TEL：0774-75-1212（ダイヤルイン）　FAX：0774-75-2083
Email：kosodate@city.kizugawa.lg.jp